

## 個人番号（マイナンバー）について

裁判所の手続きでは、**個人番号の（マイナンバー）**の提出は必要ありませんので、次のとおり書類の提出に際しては、十分にご注意ください。

- 1 訴状，準備書面，申請書等を提出する場合には，個人番号（マイナンバー）を記載しないでください。
- 2 特に以下の書類を提出する場合には，**個人番号（マイナンバー）の記載のないもの**を提出してください。
  - ・ 住民票
  - ・ 生活保護関係書類，介護保険関係書類
  - ・ 雇用保険関係書類，賃金台帳
  - ・ 源泉徴収票，確定申告関係書類
  - ・ 納税証明書，所得証明書，納税関係書類
  - ・ 公的年金関係書類
  - ・ 健康保険関係書類
- 3 その他，証拠や疎明資料等を提出する場合には，個人番号（マイナンバー）が記載されていないことを確認してください。番号が記載されている場合には，個人番号（マイナンバー）部分を塗りつぶすなど，マスキング処理をしたもののコピー（写し）を提出してください。